



宮 崎 県 公 報

平成19年7月4日(水曜日)号外 第76号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則	頁
○国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則……………(用地対策課) 1	

規 則

国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第五十五号

国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則

国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則(平成十二年宮崎県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「不動産登記法(明治三十一年法律第十四号)第十七条」を「不動産登記法(平成十六年法律第五十二号)第十四条第一項」に、「同法第二十四条ノ三第一項」を「同条第四項」に改める。

別記様式第一号中「第18条第3項」を「第18条第6項」に、「第17条」を「第14条第1項」に、「同法第24条ノ3第1項」を「同条第4項」に改める。

別記様式第二号中「第18条第3項」を「第18条第6項」に、「第17条」を「第14条第1項」に、「同法第24条ノ3第1項」を「同条第4項」に改める。

別記様式第三号中「第18条第3項」を「第18条第6項」に、「第17条」を「第14条第1項」に、「同法第24条ノ3第1項」を「同条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。